

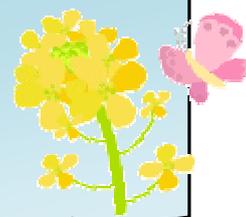
政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2011. 3. 25

VOI. 7-3

<http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/gyoukaku/newsletter/index.html>



本号の内容

- ★政策法務研修と講習会を実施しました！
- ★「千葉県暴力団排除条例」の制定について
- ★自治体の補助金の法的性質

千葉県 総務部 政策法務課 政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157 FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務研修と講習会を実施しました！

「法を問題解決のために活用する」という政策法務の考え方は、どの所属にいる職員においても欠かせないものです（政策法務課だけの仕事じゃないですよ）。

ここでは、政策法務能力の向上のために今年度行った取組を御紹介します。

来年度も実務に役立つ内容をいろいろな方法で提供していきますので、御期待ください。

政策法務研修



地方分権の進展により、自治体は直面する問題に対して自らの判断による対応を迫られる場面が増えています。そんなときに法を活用できるかできないかで解決への道筋が大違いです。

職員能力開発センターではパワーアップ研修として次の3課程を実施しています。

●政策法務（超入門）

政策法務について一から学んでみたい方、法律や条例を素早く読み取れるようになりたい方にお勧めです。

●政策法務（解釈・運用）

～法令の味わいかた～

●政策法務（チャート化で学ぶ立法）

～条例づくりのレシピ～

法令の読み方や使い方の基本を学びたい方、条例のつくり方の基本を学びたい方にお勧めです。超入門研修からステップアップしたい方は、どちらから受講していただいても OK です。

講習会



日常の業務の中では、担当する法令を理解するだけでも精一杯になりがちですが、そのベースになるものをしっかり押さえておかないと誤った判断を選択してしまうこともあります。

●基礎講習

～行政手続制度・これだけは知っておこう～

平成 22 年 11 月 19 日、出石稔教授（関東学院大学法学部）に約 2 時間半お話しいただきました（総務課と共催）。

●民法契約講習会

平成 23 年 2 月 7 日、伊藤義文弁護士（伊藤綜合法律事務所）に約 2 時間お話しいただきました（管財課と共催）。

いずれの先生にも実務に即してわかりやすく説明いただきました。概要を政策法務ニュースレター特別号にて紹介していますので、上記 URL から是非ご覧ください。

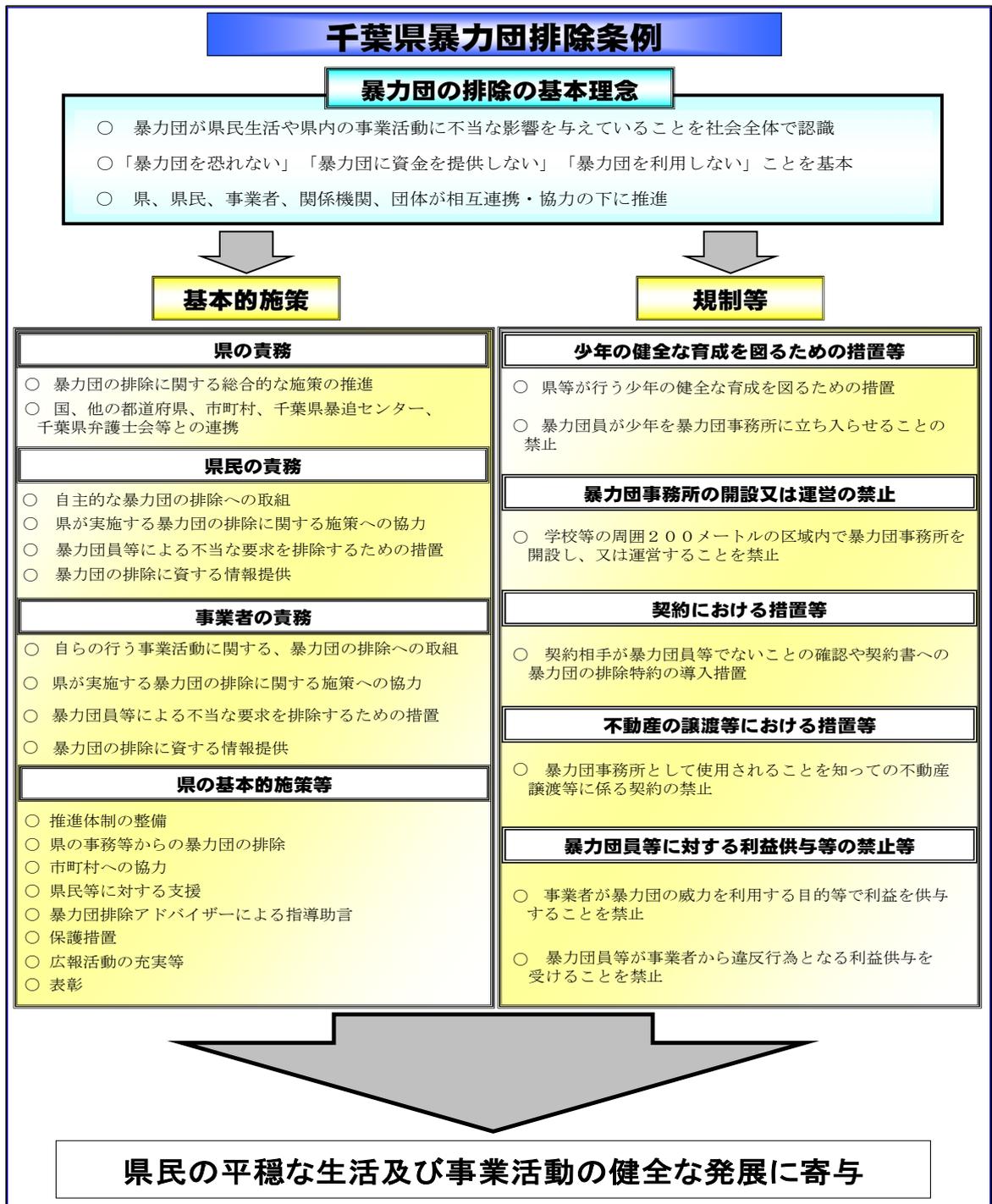
この度の地震により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

「千葉県暴力団排除条例」の制定について

千葉県警察本部 捜査第四課

1 条例の概要

千葉県暴力団排除条例が平成23年3月18日に公布され、同年9月1日から施行となります。
この条例は、暴力団の排除について、「基本理念」「基本的施策」「規制等」を定めることで、県民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的としています。➡《下図参照》



●千葉県暴力団排除条例については、千葉県警察HPもあわせてご覧ください!!

👉 http://www.police.pref.chiba.jp/safe_life/gangsters/

2 条例制定の背景

暴力団に対しては、平成4年に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による規制のほか、刑罰法令による検挙・取締り、県民による暴力団排除活動といった取組が講じられてきました。しかし現在に至るまで、県内の暴力団勢力は、安定した勢力として保たれています。

その要因として、既存の法令によっては措置を執ることが困難な「暴力団を利用する者」「暴力団を支援する者」「暴力団と共生する者」等の存在が挙げられ、これら「暴力団の勢力を維持させている要因」を解消することが求められていました。

そこで県は、暴力団の排除を推進していくためには従来の「警察〈対〉暴力団」という構図から「社会〈対〉暴力団」という新たな構図への転換を図り、社会全体での暴力



団の排除に取り組むことの必要性を踏まえ、このたび「千葉県暴力団排除条例」を制定しました。

3 県の各課に関する事項

ここでは、千葉県暴力団排除条例のうち、県の各課に関する事項を中心に説明します。

●●● 推進体制の整備 ●●●

県は、県、市町村、事業者、千葉県暴力追放運動推進センター、千葉県弁護士会等が相互に連携・協力をして暴力団の排除を推進できる体制を整備することとしました。

●●● 県の事務等からの暴力団の排除 ●●●

県は、公共工事その他の県の事務・事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者を県の事務・事業から排除するための措置を講ずることとしました。

なお、先行県においては具体的取組として、県が行う「契約」、「補助金」、「貸付金」、

「許認可」等からの暴力団の排除が進められています。

本県においても、それぞれの事務・事業の根拠法令等を踏まえつつ、各課と調整して、暴力団の排除のための取組を推進していく方針です。

●●● 市町村への協力 ●●●

県は、市町村が実施する暴力団の排除に関する施策について、情報の提供、技術的な助言等の協力を行うこととしました。

●●● 県民等に対する支援 ●●●

県は、県民、事業者及び関係団体が暴力団の排除に取り組むことができるよう、情報の提供、指導、助言等の支援を行うこととしました。

●●● 広報活動の充実等 ●●●

県は、暴力団の排除についての県民等の関心・理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供等を行うこととしました。

●●● 表彰 ●●●

県は、暴力団の排除を推進するため、県民等の模範となるような暴力団排除の取組をした個人又は団体を表彰することとしました。

●●● 少年の健全な育成 ●●●

県は、学校等において、児童、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずることとしました。

さらに、学校等には市町村立や私立の小中学校も含まれることから、これらの学校等の設置者との連携を図ることとしました。

なお、県は、少年の育成に携わる者の求めに応じ、職員の派遣、情報の提供等の支援を行うこととしました。



自治体の補助金の法的性質

自治体は、特定の施策を推進する方法の一つとして、補助金制度を活用しています。

補助金の対象や条件は「補助金交付要綱」にのっとり、補助金の手続は「補助金交付規則」にのっとり行われることが通例です。

補助金については、その支出の適正性などに関して住民訴訟が多く提起されていますので、判決のポイントから補助金の法的性質を紹介します。

*基礎知識1 地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

*基礎知識2 千葉県補助金等交付規則第1条

この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定あるもののほか、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、これらに係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

判決のポイント

- ①地方公共団体が地方自治法第232条の2に基づいて行う補助は、原則として私法上の贈与に類するものであり、地方公共団体の長が行う補助金交付決定は、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾と同視できるから、交付決定は行政処分に該当しない。
- ②市の補助金交付規則・補助金交付要綱は交付手続上の内部手続を定めたに過ぎず、交付決定に行政処分的性質を付与するものではない。
- ③補助金交付決定の取消しは、贈与契約に付された解除特約に基づく解除権の行使である。

【参考裁判例】

東京高裁（S56.11.25）、名古屋地裁（S59.12.26）、東京高裁（H1.7.11）、東京地裁（H10.11.13） 等

実務での注意点

地方自治体の補助金は法的には「**負担付贈与契約**」とされています。「このような条件（負担）を守った場合には、この金額を補助する」という贈与契約を、県と補助事業者が対等な関係で締結したということになります。

契約である以上、補助金交付規則の手続や補助金交付要綱に定める条件（負担）、補助金返還（解約）となる事由などを補助金交付決定通知書（契約書）に明示しておく必要があります。

※国庫補助金の交付決定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づくため行政処分とされています。

●コラム● ～政策法務一年生成長記～

時の経つのは早いもので、「一年生」も終わりが近づいてきました。落第せずに無事、進級することができるでしょうか？少し不安です。

さて、この一年間を振り返ってみると、法律相談の対応や研修の講師など多くの経験をさせていただきました。その中でも目から鱗がたくさん落ちたのは、行政手法との出会いです。行政手法とは、許可制や補助金など政策課題を解決するためのツールを体系的に整理した理論のことです。

行政手法を意識することにより、自分が携わっている日常業務の意味がよく見えてきました。また、体系的な理論には、他の職員への伝播と、後世の職員への継承という効果もあります。私がしていただいたように、「一年生」に政策法務を伝えることのできる職員になりたいと思っています。